

平成28年度乗合バス車両購入費補助金交付要綱

(通則)

第1条 乗合バス車両購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、乗合バス車両のうち優良ハイブリッドバスおよび超低床ノンステップバスを購入する路線バス事業者に対し、国および北海道、北斗市、七飯町と協調して予算の範囲内において交付することにより、バス利用の促進等の都市交通の安全・円滑化および高齢者、障がい者等の生活関連施設等を利用する旅客の運送の利便性と安全性の向上ならびに訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この要綱において補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 低公害車普及促進対策費補助金交付要綱（平成28年3月31日付国自環第241号，国自旅第384号，国自貨第158号。以下「低公害車交付要綱」という。）において、国が補助金の交付を決定した優良ハイブリッドバスを購入する事業
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付国総計第97号，国鉄財第368号，国鉄業第102号，国自旅第240号，国海内第149号，国空環第103号。以下「地域公共交通交付要綱」という。）において、国が補助金の交付を決定した超低床ノンステップバスを購入する事業
- (3) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年2月29日付観観産第690号。以下「訪日外国人交付要綱」という。）において、国が補助金の交付を決定した超低床ノンステップバスを購入する事業

2 補助対象となる車両の主たる運行区域は函館市の区域内でなければ

ならない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象とする経費は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号の優良ハイブリッドバス購入事業については、低公害車交付要綱に基づき路線バス事業者が補助対象事業の実施に要する経費とする。
- (2) 前条第1項第2号の超低床ノンステップバス購入事業については、地域公共交通交付要綱に基づき路線バス事業者が補助対象事業の実施に要する経費とする。
- (3) 前条第1項第3号の超低床ノンステップバス購入事業については、訪日外国人交付要綱に基づき路線バス事業者が補助対象事業の実施に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号の優良ハイブリッドバス購入事業および同項第2号の超低床ノンステップバス購入事業については、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業（自動車））に関する運用方針」（改正平成28年6月15日国自旅第54号）3－【2】－(2)－①に規定する額の範囲内の額とする。ただし、平成28年度北海道バス利用促進等総合対策事業費補助金交付要綱に基づき北海道が決定した事業については、その補助額を限度額とする。
 - (2) 第3条第1項第3号の超低床ノンステップバス購入事業については、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業（自動車））に関する運用方針」（平成28年6月15日国自旅第55号）2－【2】－(2)－①に規定する額の範囲内の額とする。
- 2 前項各号において、本市と北斗市または七飯町間ならびに本市と北斗市および七飯町間（以下「本市と近隣自治体間」という。）を運行する路線の場合は、次のアからウのうち該当する式により計算された額の範囲内の額とする。

ア 本市と北斗市間を運行する路線

第1項各号に定める補助金の額

$$\times \left[\frac{\text{本市と北斗市間を運行する路線における前々年度の本市行政区域内に係る実車総走行キロ程}}{\text{本市と北斗市間を運行する路線における前々年度の実車総走行キロ程}} \right]$$

イ 本市と七飯町間を運行する路線

第1項各号に定める補助金の額

$$\times \left[\frac{\text{本市と七飯町間を運行する路線における前々年度の本市行政区域内に係る実車総走行キロ程}}{\text{本市と七飯町間を運行する路線における前々年度の実車総走行キロ程}} \right]$$

ウ 本市と北斗市および七飯町間を運行する路線

第1項各号に定める補助金の額

$$\times \left[\frac{\text{本市と北斗市および七飯町間を運行する路線における前々年度の本市行政区域内に係る実車総走行キロ程}}{\text{本市と北斗市および七飯町間を運行する路線における前々年度の実車総走行キロ程}} \right]$$

(補助金の交付の申請)

第6条 路線バス事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書（共通第1号様式）を補助金の交付を受けようとする会計年度内に市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業等の計画書（共通第2号様式）
- (2) 補助事業等の収支予算書（共通第4号様式）
- (3) 国の補助金の交付申請書および交付決定通知書の写し
- (4) 北海道の補助がある場合は，北海道の補助金の交付申請書および交付決定通知書の写し
- (5) 本市と近隣自治体間を運行する路線に係る運行系統の概要および当該路線の前々年度の実車総走行キロ程算定表，当該路線の本市，北斗市ならびに七飯町行政区域内に係る実車総走行キロ程算定表
- (6) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付の決定）

第7条 市長は，補助金の交付の申請があったときは，当該申請に係る書類の審査により，補助事業の内容が適正であるかどうかを調査し，補助金を交付すべきものと認めるときは，補助金の交付を決定し，補助金等交付決定通知書（共通第6号様式）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は，補助金の交付の決定をする場合において，補助金の交付の目的を達成するため必要と認める条件を付すことができる。
（補助金の交付）

第8条 補助金は，第10条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。ただし，市長は，補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の遂行上必要があると認めるときは，概算払をすることができる。
（実績報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は，補助事業が完了したときは，速やかに，補助事業等実績報告書（共通第11号様式）により市長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告書には，次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 補助事業等の実績書（共通第2号様式）
 - (2) 補助事業等の収支決算書（共通第4号様式）
 - (3) 国の補助金の額の確定通知書
 - (4) 北海道の補助がある場合は，北海道の補助金の額の確定通知書

(5) 補助事業の支払いに係る領収書の写し

(6) 車両の写真

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、補助事業の実績の報告を受けた場合において、当該報告に係る書類を審査し、補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するとともに、補助金等の額の確定通知書（共通第12号様式）によりその額を補助事業者へ通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産を補助事業の完了した年度の翌年度から起算して、10年以内の間は、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付けまたは担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の財産の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を提出して市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から10年が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部または一部を市に納付させることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月5日から施行する。